李克強総理の動向

田中 修

はじめに

全人代で総理に再選されて以降、李克強総理の動きが活発化しており、一部報道では、李克強総理の指導部における位置づけを見直すべきではないかとの声が出ている。

本稿では、李克総理の最近の主要な動きについて、概要を紹介する。

I. 国務院全体会議(5月25日)

李克強総理の重要講話の概要は、以下のとおりである(新華社北京電2018年5月25日)。

現在、世界政治経済の構造は深刻に変動・再編されており、不確定性が増加している。 国内の発展はなお難関を越える時期にあり、我々にはしっかり掴むことが必要なチャンスがあるのみならず、対応しなければならぬ予測が難しい多くの新たな試練がある。

習近平「新時代中国の特色ある社会主義」思想を導きとし、19回党大会精神を全面的に深く貫徹し、発展という第一の重要任務を堅持し、安定の中で前進を求めることを堅持し、マクロ・コントロールのタイミング・方式・程度をしっかり把握し、区間コントロールを重視し、発展方式の転換・構造調整で力を発揮し、経済の平穏な運営を維持し、質の高い方向へと発展させなければならない。

(1) 改革の全面深化を堅持し、政府機能の転換に力を入れ、勇気をもって自己革命を行い、市場の活力を一層奮い立たせなければならない。

引き続き、「権限の開放・委譲、開放と管理の結合、サービスの最適化」を推進し、市場 参入を緩和し、減税・費用引下げの実施に力を入れ、資源配分における市場の決定的役割 を十分に発揮させ1、政府の役割を更に好く発揮させる。

実施中・事後の監督管理を強化し、監督管理の重複・煩瑣・自由裁量権を減らし、公平 な競争の市場環境を作り上げる。

「インターネット+」等を十分利用し、統一された政務サービスのプラットホームを早 急に作り上げ、協同で効率が高く、国民に便利で企業に利するサービス型政府を建設する。

断固として開放を拡大し、改革の不断の深化をもたらすことにより、広範な中国市場に おいて内資・外資企業に公平に競争させる。

^{1 「}資源配分における市場の決定的役割」は、最近公的文件での使用頻度が減っていたが、 改めて強調された。

(2) 新発展理念を堅持し、新旧の動力エネルギーの転換を加速しなければならない。

経済構造調整を加速し、新動力エネルギーを育成し、伝統的動力エネルギーを改造・グレードアップし、産業をミドル・ハイエンドへと邁進させる。

基礎研究とカギとなる技術の難関突破を増やし、「起業・イノベーション」のグレードアップ版を作り上げ、包摂的で慎重・周到な監督管理を実施し、新技術・新業態・新モデルが競い合いながら前進することを促し、産業のコアコンピタンスを高め、新動力エネルギーの雇用吸収作用をより大きく発揮させる。

落後した生産能力を断固として淘汰し、環境保護産業の発展に力を入れ、生態保護と経済発展のウインウインの道を歩む。

(3) 人民中心の発展思想を堅持しなければならない。

基本的民生の保障に力を入れ、貧困支援・雇用・義務教育・基本医療・基本的な高齢者対策・民生の最低ライン保障等の重点分野において、かなり完備された保障メカニズムを形成する。精確な脱貧困を着実に推進し、基本年金が期日どおりに十分な額が給付されることを保障し、大病保険の払戻比率を高め、カバー率を拡大する。市場パワーの役割を発揮させて非基本公共サービスを発展させ、大衆の様々なレベルの要求をより好く満足させる。基本を維持し、供給を増やし、メカニズムを強化して、経済と社会の発展の協調と併進を実現する。

(4) リスクの防止・コントロールを強化しなければならない。

事前対策案を整備し、事前警告を強化し、金融・都市ガバナンス・安全生産・汚染対策・自然災害等の方面のリスクと、国際重大リスクへの対応を際立たせて取り組み、応急管理をしつかり行い、経済社会の大局の安定を確保する。

国務院各部門は・各単位は、習近平同志を核心とする党中央の権威と集中・統一的な指導を断固として擁護し、「4 つの意識」を牢固に樹立し、党内を全面的に厳しく統治するという要求を実施し、密接に協力・組合せを行い、政策の方法を刷新し、実施にしっかり取り組み、勇気をもって責任を担い、廉潔の本来の姿を厳守し、心と力を尽くして今期政府活動をしっかり行い、党と人民に合格答案を提出しなければならない。

Ⅱ. 対外開放座談会(5月21日)

李克強総理は、一層対外開放を拡大することについて、商務部・税関総署に赴き座談会を開催した。この視察・座談会には胡春華副総理が参加しており、彼が対外開放の担当であることが分かる。座談会における李克強総理の発言の概要は以下のとおりである(新華社北京電2018年5月22日)。

(1)過去 40 年、開放は有力に改革を牽引し、発展を促進してきた。新たな歴史の時期、 開放を一層拡大することは、我々の必然的な戦略の選択である。

各改革を深化させ、市場の活力を奮い立たせ、発展環境を最適化し、質の高い発展を推進することは、いずれもよりハイレベルの開放を通じてもたらされるものである。習近平「新時代中国の特色ある社会主義」思想を導きとし、わが国の開放が直面する国際環境の新たな変化を深刻に認識・把握し、党中央・国務院の手配に基づき、経済ルールを尊重し、開放を一層拡大する枠組み・戦略・措置を統一的に企画し、チャンスをしっかり掴んで、勇気をもって試練を迎え、主動的な開放促進によって発展をグレードアップさせなければならない。

(2)内需拡大を堅持すると同時に、対外貿易の転換を積極的に推進し、「輸出入の最適化」 を実現しなければならない。

カギとなる技術、消費のグレードアップに必要となる品質の優れた製品・サービスの輸入を一層拡大し、国内産業のグレードアップ加速を強く促す。企業が国際市場競争に積極的に参加することを奨励し、イノベーションの推進に力を入れ、輸出製品の品質ランキング・ブランドの影響力を高め、対外貿易発展のための新動力エネルギーを育成し、多元化した市場の開拓に力を入れ、挽回の余地を増やす。

(3) 導入と海外進出を共に重視することを堅持し、双方向への投資の協調的発展を促進しなければならない。

外資による投資のネガティブリストをできるだけ速く修正・完成し、市場参入を一層緩和し、より有力・有効な外資導入政策を検討・実施する。知的財産権保護を強化し、法規に基づく、公平な競争の環境構築を加速し、わが国の外資に対する「磁力・吸引力」を高め、国内の関連分野の技術と管理水準の向上を促進する。

対外投資の健全で規範的な発展を推進し、より大きな範囲でより深い程度に、国際協力に参加する。

(4) マルチ貿易システムを断固として擁護しなければならない。

より多くの国家がわが国と共同して貿易の自由化・投資の円滑化の水準を高めることを 推進し、リスクを有効に防止・開放し、相互開放・良性の競争の中でウインウインの発展 を実現しなければならない。

Ⅲ. 国務院常務会議

ここでは、一連の会議の決定事項の概要を紹介する。

1. 4月25日会議

(1) 減税

起業・イノベーションのコストを引き下げ、小型・零細企業の発展動力を増強し、雇用拡大を促進するため、減税を強化する。

- ①年一回の課税前控除の優遇を享受する企業が、新たに購入した研究開発機器・設備単位の価格の上限を、100万元から500万元に引き上げる。
- ②企業所得税課税半減の優遇政策を享受する小型・零細企業が、年間に課税される所得額の上限を、50万元から100万元に引き上げる。

以上の2項目措置の実施期限は、2018年1月1日から2020年12月31日までとする。

- ③企業が国外に委託した研究開発費用を割増控除できないという制限を撤廃する。
- ④ハイテク企業と科学技術型中小企業の損失繰延年限を、5年から10年に延長する。
- ⑤一般企業の従業員教育経費の課税前控除の限度額を、ハイテク企業の限度額と統一し、 2.5%から8%に引き上げる。

以上の3項目措置は、今年1月1日から実施する。

- ⑥5月1日から、納税者が設置した資金帳簿における、払込資本と資本剰余金の合計額に基づいて課税される印紙税を半減し、案件ごとに課税されるその他の帳簿については印紙税を免除する。
- ⑦現在 8 つのイノベーション改革試験地区と蘇州工業園区でテストされている、ベンチャー投資とエンジェル投資家が投資している、シードステージ・イニシャルステージ(初期段階)の科学技術型企業について、投資額の 70%を課税所得から控除する優遇政策を全国に拡大する。

企業所得税・個人所得税の関連優遇政策は、それぞれ1月1日、7月1日から執行される。 以上、7項目の措置を採用することにより、年間の企業の税負担は、600億元余り軽減されるものと予想される。

(2)銀行のインクルーシブファイナンス・サービス

小型・零細企業、「三農」等の脆弱部分へのインクルーシブファイナンスを強化するには、 既に確定された施策を実施することにより、企業が資金調達コストの低下を確実に実感で きるようにしなければならない。

現在、大中型商業銀行は既に普遍的にインクルーシブな金融機関を設立し、専業化した 経営メカニズムが基本的に形作られており、2017年末までに新たに貸し出されたインクル ーシブファイナンスは3.4兆元余りとなっている。今後、銀行が展開しているインクルーシ ブファイナンスの情況を監督管理・支援政策の重要な参考とし、監督管理の考課方法を制定する。インクルーシブファイナンス・サービスの保障システムを早急に整備し、信用情報システムの建設を強化する。銀行が専門のインクルーシブ貸出計画を制定し、特別な奨励費用を計上し、職責を尽くした場合の免責方法を細分化することを支援する。小型・零細企業の中長期固定資産貸付、新型農業経営主体の施設担保貸付、貧困支援ファイナンス等の商品のイノベーションを模索する。一社につき 1000 万元以下の小型・零細企業貸付の伸びが、各貸付の伸びを下回らないようにし、貸付社数が前年同期の水準を下回らないようにする。小型・零細企業への貸付の質と貸付総合コストを合理的にコントロールし、7~9月期末までに、小型・零細企業の資金調達コストが有効・顕著に低下するよう努力する。監査・会計検査等を強化し、小型・零細企業の発展と脱貧困堅塁攻略について、インクルーシブファイナンスに助力させる。

2. 5月2日会議

企業の開設にかかる期間を半分以下に短縮し、ビジネス環境を一段と改善する措置が打ち出された。

- ①直轄市・計画単列市 (日本の政令指定都市に相当)・副省レベル都市 (省都に準ずる都市) と省都都市は、2018 年末までに企業開設期間の 8.5 日以内への短縮を実現する。2019 年 上半期に全国で「8.5 日」の目標を実現する。
- ②多くの証明書類の統一を基礎とした情報共有を加速し、企業登記の情報化を一層強化し、 省庁間の情報相互接続・共有を加速する。
- ③ネット上で並行して処理する業務モデルを重点的に推し進め、伝統的な処理モデルを改良して、事務の流れを簡略化する。
- ④許可証手続と証明書手続の全面電子化を強力に推し進め、企業登記・証明手続の全体の 電子化を推し進める。

3.5月16日会議

(1) 外資企業の設立手続簡素化

6月30日から、全国で届出と登記の「形式一体化・ワンストップ手続」を推進し、「ペーパレス化」、「面談ゼロ」、「無料」を実施し、手続の時間を大幅に短縮する。銀行・税関・税務・外国為替等の関係当局は、外資企業の情報をリアルタイムで共有し、連動して管理する。監査を強化し、措置の確実な実施を確保する。

(2)物流コストの引下げ

物流のコストを引き下げ、効率を高めるため、

①2018年5月1日から2019年12月31日まで、物流企業が借り受けている大口取引商品 倉庫施設用地につき、都市土地使用税を半減する。同時に、2018年7月1日から2021 年6月30日まで、トレーラーにつき、車両購入税を半減する。

- ②2018 年末までに、トラックの年度審査・年度検査・排ガス検査の「3 検査統一」を実現する。貨物車両の認証許可を簡略化統合し、基幹構造パラメーターに変更がない車種については、届出制をとる。4.5 トン未満の普通貨物輸送就業資格証と車両営業証を廃止する。貨物車両について、省をまたがる異地検査を推し進める。トラックのテールゲート追加装着の国家規準を制定し、管理を整備する。
- ③高速道路の省境料金所の廃止を推進する。物流企業の出先機関の設置手続を簡略化する。 上記の措置を講じ、増値税率見直し後の鉄道運賃引下げ分を加えて、年間に物流コスト が 120 億元余り引き下げられるものと予想される。

その他、道路・鉄道・水運の複合一貫輸送を積極的に発展させて、物流の効率を一層高 める。

4. 5月23日会議

サービス貿易の優先的発展は、経済の転換・グレードアップの推進と質の高い発展に向けての重要措置である。

2016年に国務院が批准した「サービス貿易イノベーション・発展テスト」の展開の基礎の上に、2018年7月1日から 2020年6月30日まで、北京等17の地域において、テストを深化させる。

重点は、電信・観光・プロジェクトコンサルティング・金融・法律等の分野において、 開放措置を推し進める。同時に、クロスボーダーの交付、クロスボーダーの消費等のモデルの下でのサービス貿易参入制度を模索し、制限措置を徐々に取り消し、あるいは緩和し、 関連貨物の輸出入・人材流動等のために、通関・ビザの便宜を提供する。

研究開発設計、検疫・検査、国際清算、コンベンション等のサービス貿易を発展させ、サービス輸出について免税を実行し、条件に符合し実行可能なものにはゼロ税率を実行する。「インターネット+」によって先導される新興サービスの輸出を推進し、開放・発展の新たなハイライトを作り上げる。

5. 5月30日会議

(1) 外資の有効利用

より公平・透明・便利な外資の投資環境を作り上げ、全面的な開放の新たな枠組みの形成を推進し、わが国のグローバル直接投資の主要な目的地としての地位を維持するよう努力する。

①市場参入を緩和する

既に明確に約束した、自動車・船舶・飛行機等の製造業分野への外資参入制限の取消あるいは緩和を実施する。

適格国外投資家制度を整備し、国外取引者を積極的に導入し、原油・鉄鉱石等の先物取

引に参加させ、外資金融機関がより多く地方債の引受に参加することを支援する。

②世界と比較・分析し、投資の円滑化水準を高める

2018年7月1日までに、外資参入ネガティブリストを修正し、打ち出さなければならない。リスト内の投資総額が10億ドル以下の外資企業の設立・変更は、省レベル政府の審査・許認可と管理に下方委譲する。

外国人材が中国で仕事をする許可手続を簡略化し、中国国内で登記した企業が条件に符合した外国人材を招へいする場合は、2営業日以内にビザを発給する。

③外資の合法権益を保護する

権利侵害・偽物作り、商業秘密の侵害、悪意の商標出願等の行為を厳しく取り締まり、 知的財産権の侵害に対する法定賠償の上限を大幅に引き上げる。

- ④国家レベル開発区での外資利用重要プラットホームの役割を強化し、外資利用水準の向上をもたらす手本とする
- ⑤貸出・土地使用・社会保障等の支援政策を整備・利用し、企業の経営コストを引き下げ なければならない

外資が、中西部地域と現代農業・生態建設・先進製造業・現代サービス業に向けて、より多く投資するよう誘導する。

(2) 日用品の関税引下げ

日用品の輸入関税を一層引き下げることは、開放の拡大、大衆の需要の満足に資するものであり、製品の質向上・産業のグレードアップを強く促すものである。

2018年7月1日から、アパレル・靴・帽子、台所・スポーツ・ヘルスケア用品等の輸入 関税の平均税率を、15.9%から7.1%に引き下げる。

洗濯機・冷蔵庫等の家電輸入関税の平均税率を、20.5%から8%に引き下げる。

養殖・捕獲水産物、ミネラルウオーター等の加工食品輸入関税の平均税率を、15.2%から 6.9%に引き下げる。

洗剤、スキンケア、整髪等の化粧品と一部の医薬・健康品輸入関税の平均税率を、8.4% から 2.9%に引き下げる。

関係部門は減税措置を実施し、中間段階での価格上乗せを防止し、広範な消費者に恩恵を与え、国内産業の競争力向上を促進しなければならない。

6.6月6日会議

(1) 市場監督管理

市場監督管理方式の改革・イノベーションを推進し、市場監督管理において①抽出検査の対象を無作為(随機)に決め、②検査人員を無作為に選び派遣し、抽出情況・検査結果を直ちに社会に公開すること(双随機、一公開)を全面的に実施する。

(2) 規制緩和

- ①国務院の部門規程と規範的文件で定められている証明事項について、直接取り消すことができるものは直ちに執行を停止し、早急に規程・文件を改正・廃止する。施工許可証申請の際に提出が義務付けられている資金払込証明などの証明事項を、年末までに先行して取り消す。
- ②法規の定めがあるが、法定の証明書や書面告知による承諾、政府部門間のチェック等でカバーあるいは代替できる証明事項については、法改正を要請し、情報共有・信用システムに委託して、取り消す。
- ③各地方が独自に定めた証明事項については、地方の法規で規定のあるものを除き、遅く とも年末までに取り消す。
- ④各地方・各部門は取消・あるいは残す証明事項のリストを迅速に公布し、確かに残す必要のあるものについは、それぞれの事項ごとに根拠や手続のガイド等を明示する。リストにないものについて、政府部門や公共事業体・サービス機関が証明を求めることはできない。

(3) 社会信用システムの建設

ここ数年、社会信用システムの建設は重要な進展を得て、統一した社会信用コードによる 100%カバーを基本的に実現し、信用を守れば総合的に奨励し、信用を失えば総合的に懲戒するメカニズムが初歩的に威力を発揮している。応用を進め、立法を先行することを堅持し、社会信用システムの建設を一層強化しなければならない。

- ①ビジネス環境の最適化を軸に、信用を核心とする監督管理メカニズムの構築を加速し、 告知承諾制²を普及させる。
- ②ブラックリスト制度を確立し、信用規制を強化し、権利侵害・偽物作り、金品の騙取・ 詐欺、虚偽報告等の法規に違反した行為については、一般公開し、断固として処分し、 信用喪失者に懲戒を与え震え上がらせなければならない。
- ③情報セキュリティーの最低ラインを断固としてしっかり守り、商業秘密と個人プライバシーを保護する。
- ④重点民生分野の信用システムの建設を早急に推進し、大衆の福祉を増進する。
- ⑤社会(民間)のパワーを誘導して信用建設に参加させ、第三者による信用情報収集サービスを発展させる。政府部門の信義誠実を強化し、法規に基づいて「役所の後任者が前任者の約束を履行しない」問題を処理する。

² 公民・法人その他の組織が行政許認可申請を提出したとき、行政機関が許認可の条件と 提出すべき書類についてまとめて告知し、申請者が許認可条件に適合しかつ所定の期限内 に書類を提出できることを書面形式で約束すれば、行政機関が行政許認可の決定をする方 式。

7. 6月13日会議

互恵・ウインウインの開放戦略を推進し、自由貿易を擁護し、輸出を安定させると同時に、国内産業の改造・グレードアップを強く促し、大衆の多様化した需要をより好く満足させるため、次の措置を確定する。

消費のグレードアップと供給の質向上の要求に適応し、民生に関係する日用品・医薬と、リハビリ・高齢者介護サービス等の設備輸入を支援し、一部商品の輸入税率引下げ措置を 実施し、中間流通段階を減らし、不合理な価格上乗せを整頓することにより、大衆に減税 がもたらすメリットを実感させる。

新興サービス貿易の発展に力を入れ、研究開発設計、物流、コンサルティングサービス、 省エネ・環境保護等の生産関連サービスの輸入を促進する。

免税店政策を整備し、免税品の輸入を拡大する。

発展の転換に資する技術・設備の輸入を増やす。

輸入通関手続を最適化し、税関の「認証済み経営者」(AEO) (Authorized Economic Operator) 国際相互認証を展開し、輸入貿易の円滑化水準を高める。

輸入段階の不合理な管理措置と手数料徴収を整理する。

輸入貿易の方式を刷新し、クロスボーダー電子ビジネス等の新業態の発展を支援する。 対外貿易の信用システム建設と知的財産権保護を強化する。

対外貿易と対外投資の有効な相互作用を促進する。

(6月15日記)